

## 平成30年度進出人材雇用支援事業 追加公募要項

公益財団法人わかやま産業振興財団（以下「財団」という。）理事長（以下「理事長」という。）は、公益財団法人わかやま産業振興財団補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）、紀の国わかやま戦略的成長力強化分野雇用創造プロジェクト事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及びこの要項に定めるところにより、戦略産業分野における新分野参入及び事業拡大並びに商品開発等を目指すために、人材を雇用し、当該人材の育成又は当該人材を活用した社内人材の育成を行う事業者に対し、その事業に必要となる経費の一部を予算の範囲内において補助する「平成30年度進出人材雇用支援事業」を追加公募します。

### 1 補助対象事業

戦略産業分野における新分野参入及び事業拡大並びに商品開発等を目指すために、人材を雇用し、当該人材の育成又は当該人材を活用した社内人材の育成を行う事業であり、かつ次の①から⑤までの要件をすべて満たす事業とします。

- ①平成30年6月19日以降に新たに雇用した人材を和歌山県内の事業所に勤務させること
- ②上記①の事業所において戦略産業分野における新分野参入や事業拡大、商品開発等に伴う業務に従事させること
- ③上記①の事業所で人材育成を実施すること  
ただし、この人材育成は、雇用した人材を育成する場合、又は雇用した人材を活用して社内人材を育成させる場合のいずれかによること  
例：OJT（業務実務研修、社内勉強会の実施等）、OFF-JT（外部研修参加、業務知識習得講座受講等）
- ④上記①の新たに雇用した人材は、定期採用、退職者補充のための雇い入れでないこと
- ⑤上記①の新たに雇用した人材について雇用保険に加入すること

### 2 補助対象経費

対象となる経費は、新たに雇用する人材に要する人件費の一部とし、次のとおりとします（海外に係る経費を除く）。

ただし、当該経費については、交付決定日（8月下旬予定）又は交付決定日以降で新たに人材を雇用する日から補助事業完了日（平成31年1月31日を限度とする）までに要する経費とし、6か月を限度とします。

#### （1）人件費

##### ①賃金

### 3 補助率

補助対象経費の10分の10以内とします。

### 4 補助限度額

1,000千円とします。

### 5 補助対象期間

交付決定日（8月下旬予定）から平成31年1月31日（木）まで

### 6 公募期間

平成30年6月19日（火）～平成30年7月18日（水）午後5時（必着）

## 7 申請方法

次に掲げる申請書類に必要事項を記入し、下記申請先まで直接持参（土日祝除く）又は郵送にて申請してください。

なお、申請に当たっては、1事業者1申請とします。

- (1) 補助金交付申請書（交付要綱様式第1号）
- (2) 補助事業計画書（交付要綱様式第1号添付書類様式1）
- (3) 収支予算書（交付要綱様式第1号添付書類様式2）
- (4) 交付申請者の概要（交付要綱様式第1号添付書類様式3）
- (5) 商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行日から3か月以内）
- (6) 和歌山県税の納税証明書（未納なし証明）
- (7) 直近2期分の財務諸表の写し
- (8) 補助対象経費の積算根拠となる書類（見積書等）の写し
- (9) 確認書

## 8 審査等

提出された申請書類について、事前ヒアリングを実施のうえ、紀の国わかやま戦略的成長力強化分野雇用創造プロジェクト事業審査委員会に諮り、その審査結果をもとに補助金交付の可否及び補助金額を決定し、交付申請者に通知します。

なお、事前ヒアリング及び審査委員会の実施の際には交付申請者の出席が必要となります。

●事前ヒアリング：平成30年7月下旬、申請書類を基にしたヒアリング

●審査：平成30年8月上旬、審査委員会でのプレゼンテーションによる審査

《審査項目》

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・雇用創出の可能性</li><li>・事業の実現性</li><li>・事業の成長性</li></ul> |
|---|

## 9 その他

(1) 申請に当たっては、下記規則等を熟読してください。

①「公益財団法人わかやま産業振興財団補助金等交付規則」

②「紀の国わかやま戦略的成長力強化分野雇用創造プロジェクト事業費補助金交付要綱」

③「平成30年度進出人材雇用支援事業の実施における留意事項について」

(2) 補助の対象となる事業が、国、県、その他の公的機関から既に同種の補助金、助成金の交付を受けている場合、又は今後受ける予定がある場合は、この事業の補助対象とはなりません。

(3) 新たに雇用した人材が補助事業完了日時点で退職している場合は、補助金は交付できません。

(4) (3)の補助事業完了日とは、次の①又は②のいずれかの日とする。

①新たに人材を雇用した日から6か月を経過している場合は、その経過した日

②新たに人材を雇用した日から平成31年1月31日までの期間が6か月に満たない場合は、平成31年1月31日

## 10 申請・問い合わせ先

和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6階

公益財団法人わかやま産業振興財団 テクノ振興部

戦略産業雇用創造プロジェクト 担当：田辺、斉藤

TEL：073-433-8556 FAX：073-433-8557

E-mail：sen-pro@yarukiouendan.jp URL：http://www.yarukiouendan.jp/